

# 神戸市青少年健全育成推進会議要綱

平成 7年 6月 20日  
改正平成 17年 4月 14日  
改正平成 18年 4月 1日  
改正平成 24年 4月 1日  
改正平成 26年 4月 1日  
改正平成 29年 4月 1日  
改正平成 31年 4月 1日  
改正令和 2年 4月 1日

(設置)

第1条 青少年の規範意識の低下やいじめ、不登校など多様化する青少年問題に対処し、健全育成を推進するため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、神戸市青少年健全育成推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を推進するものとする。

- (1) 青少年の問題行動の背景及び原因を究明すること。
- (2) 青少年の健全育成を推進する重点目標を設定すること。
- (3) 青少年の健全育成を推進する具体的対策を策定すること。
- (4) 青少年の健全育成を推進する関係団体と連携を深めること。
- (5) その他、推進会議の趣旨を達成するために必要な事項を決定すること。

(組織)

第3条 推進会議は、若干名の委員をもって構成する。

2 委員は青少年の指導に当たる次の機関や組織の中から委員長がこれを委嘱する。

- (1) 危機管理室、企画調整局、こども家庭局及び教育委員会
- (2) 小学校、中学校、高等学校及びPTA連合会
- (3) 家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所及び県警本部
- (4) その他、必要と認める機関及び組織

(任期)

第4条 委員の任期は、一年とする。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長をおく。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議は年1回開催する。開催に当たっては、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めた時は、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育部児童生徒課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則（平成17年4月14日一部改正）

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

附 則（部局名称変更により平成18年4月1日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（部局名称変更により平成24年4月1日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（委員の増員と部局名称変更により平成26年4月1日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則（部局名称変更により平成29年4月1日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（部局名称変更により平成31年4月1日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（部局名称変更により令和2年4月1日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。